

工事に係る業務委託契約における最低制限価格取扱要綱

(平成28年3月31日管理者決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、競争入札により工事に係る業務委託契約を締結しようとする場合における最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限価格 契約の内容に適合した履行を確保するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（施行令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定に基づき設定する価格をいう。
- (2) 特例政令適用基準額 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条に規定する総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額をいう。
- (3) 入札執行者 入札事務を執行する職員をいう。

(対象とする契約)

第3条 この要綱は、競争入札により予定価格300万円以上特例政令適用基準額未満の工事に係る業務委託契約を締結しようとする場合について適用する。

(入札参加者への周知)

第4条 前条の場合においては、当該契約に係る仙台市交通局契約規程（昭和39年仙台市交通局規程第23号）第5条に規定する一般競争入札の公告を実施する場合にあっては当該公告に、施行令第167条の12第2項に規定する指名競争入札の指名に係る通知を実施する場合にあっては当該通知に、この要綱の規定を適用する旨を明示するものとする。

(最低制限価格の算出方法)

第5条 最低制限価格は、当該契約に係る予定価格から消費税及び地方消費税の額に相当する額を控除して得た額に100分の70を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

(入札の執行)

第6条 入札執行者は、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を行った者を失格とし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。この場合において、入札執行者は、当該入札者に対して、その旨を告げるものとする。

2 落札者となるべき入札者がなかったときは、入札執行者は、再度の入札を行うものとし、全ての入札者に対してその旨を告げるものとする。

- 3 前項の場合において、落札者となるべき入札者がなかったときは、入札執行者は、当該入札を中止するものとし、全ての入札者に対してその旨を告げるものとする。

(委任)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、実施日以後に一般競争入札に係る公告又は指名競争入札に係る指名の通知が行われる契約について適用し、同日前に当該公告又は当該指名の通知が行われた契約については、なお従前の例による。